

第5節 遺留分の放棄

遺留分を事前に放棄する手続があります。

(遺留分の放棄)

<p>第1043条 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。</p> <p>2 共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。</p>

この規定は、相続開始前の遺留分放棄の手続を定めた規定です。

被相続人からの圧力で、心ならずも遺留分を放棄するといったことが起こらないようにという配慮から、遺留分の放棄は家庭裁判所の許可が要件にされています。